

令和 6 年 度

我 孫 子 市 水 防 計 画

(本編)

我孫子市

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第5節 安全配慮	5
第2章 水防組織	6
第1節 水防本部の設置	6
第2節 水防本部の組織	6
第3章 重要水防箇所	9
第4章 予報及び警報	10
第1節 気象庁が行う予報及び警報	10
第2節 洪水予報河川における洪水予報	11
第3節 水位周知河川における水位到達情報	12
第4節 水防警報	13
第5章 水位等の観測、通報	16
第1節 水位の観測、通報	16
第2節 雨量の観測	16
第6章 気象予報等の情報収集	17
第7章 水門等の操作	18
第1節 水門等	18
第2節 操作の連絡	18
第3節 連絡系統	18

第8章 水防施設及び輸送	19
第1節 水防倉庫及び水防資器材	19
第2節 輸送の確保	19
第9章 水防機関の活動	20
第1節 水防配備体制と活動内容	20
第2節 巡視及び警戒	23
第3節 水防作業	24
第4節 緊急通行	24
第5節 警戒区域の指定	24
第6節 避難のための立退き	24
第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	24
第8節 水防配備の解除	25
第10章 水防信号、水防標識等	26
第1節 水防信号	26
第2節 水防標識	26
第3節 身分証票	27
第11章 協力及び応援	28
第1節 河川管理者の協力	28
第2節 水防管理団体相互の応援	28
第3節 警察官の援助要求	28
第4節 自衛隊の派遣要請	28
第5節 国(河川事務所、地方気象台等)、県との連携	28
第6節 企業(地元建設業等)との連携	29
第7節 住民、自主防災組織等との連携	29

第12章	費用負担と公用負担	30
第1節	費用負担	30
第2節	公用負担	30
第13章	水防報告等	32
第1節	水防記録	32
第2節	水防報告	32
第14章	水防訓練	33

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、千葉県知事から指定された指定水防管理団体たる市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる利根川、手賀川、手賀沼の水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
都道府県の水防計画で定める量水標管理者は都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知および周知（法第13条第2項、第3項、第13条の2第1項及び第13条の3）
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村への通知（法第13条の2）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減殺協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に関する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防管理団体に関する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避

難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）

- ⑦ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑧ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑨ 警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑩ 警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑪ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑫ 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条、法第26条）
 - ⑬ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑮ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ⑯ （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ⑰ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ⑱ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ⑲ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑳ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉑ 消防事務との調整（法第50条）
- (3) 国土交通省の責任
- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ② 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ③ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ④ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - ⑤ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑥ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
 - ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - ⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - ⑨ 特定緊急水防活動（法第32条）
 - ⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑪ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (4) 河川管理者の責任
- ① 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- (5) 気象庁の責任
- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (6) 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第24条）
 - ② 水防通信への協力（法第27条）
- (7) 水防協力団体の義務
- ① 決壊の通報（法第25条）
 - ② 決壊後の処置（法第26条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）

- ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

（1） 水防計画の作成及び変更

市は、毎年県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ我孫子市市民危機管理対策会議に諮るとともに、千葉県知事へ届け出るものとする。

（2） 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5節 安全配慮

洪水又は内水いずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ① 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ② 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ③ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ⑤ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ⑥ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ⑦ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑧ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ⑨ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ⑩ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

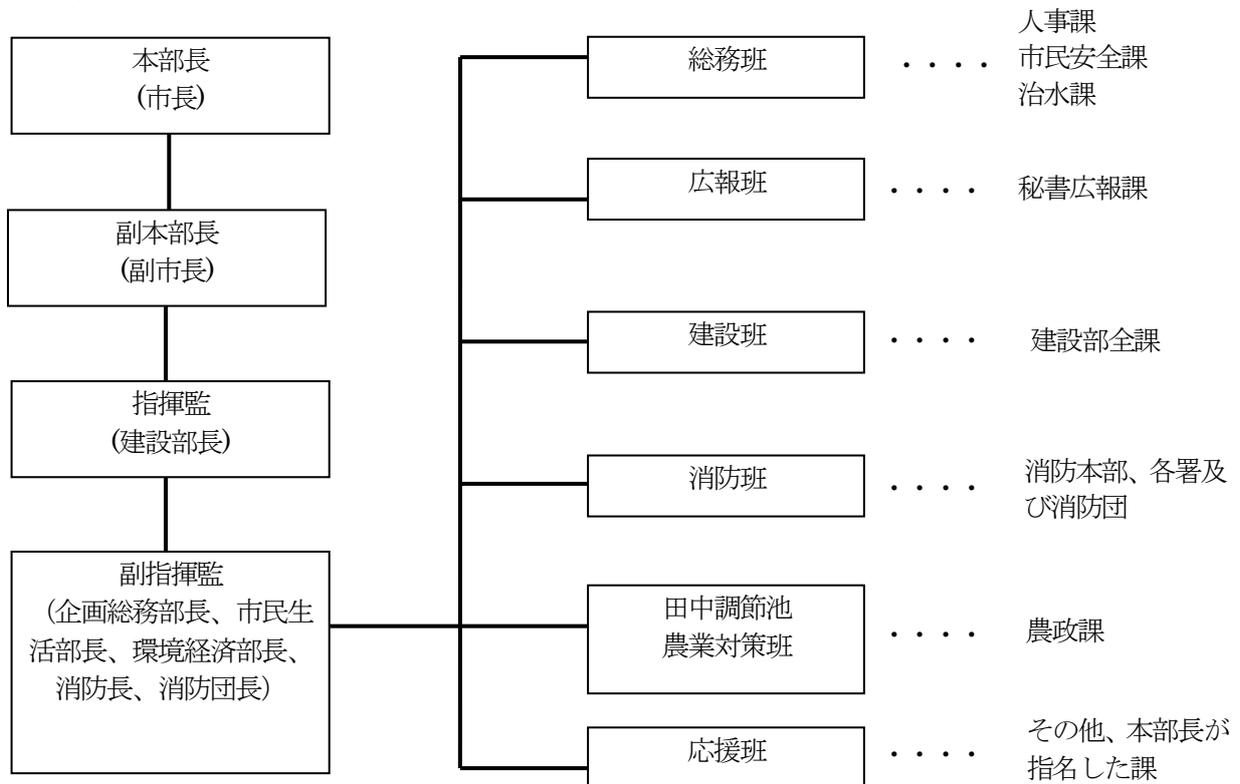
第1節 水防本部の設置

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は洪水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市庁舎内に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第2節 水防本部の組織

水防業務の円滑な活動を行うため、組織系統及び事務分掌は次のとおりとする。

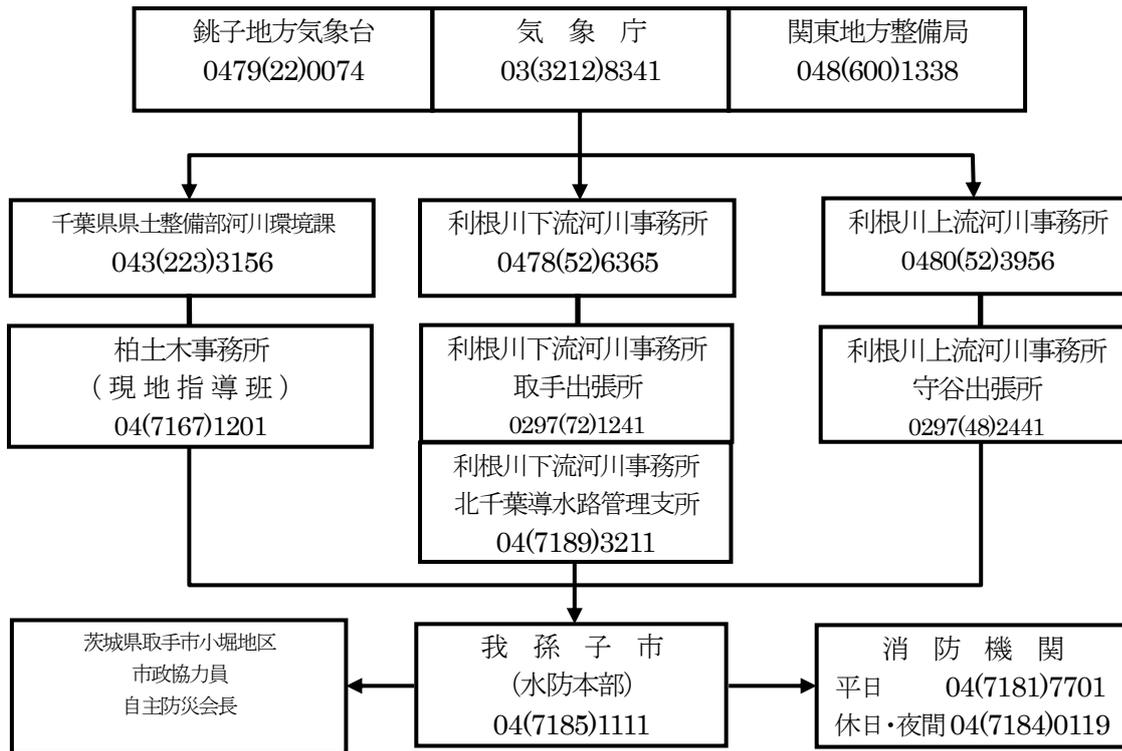
(1) 組織系統



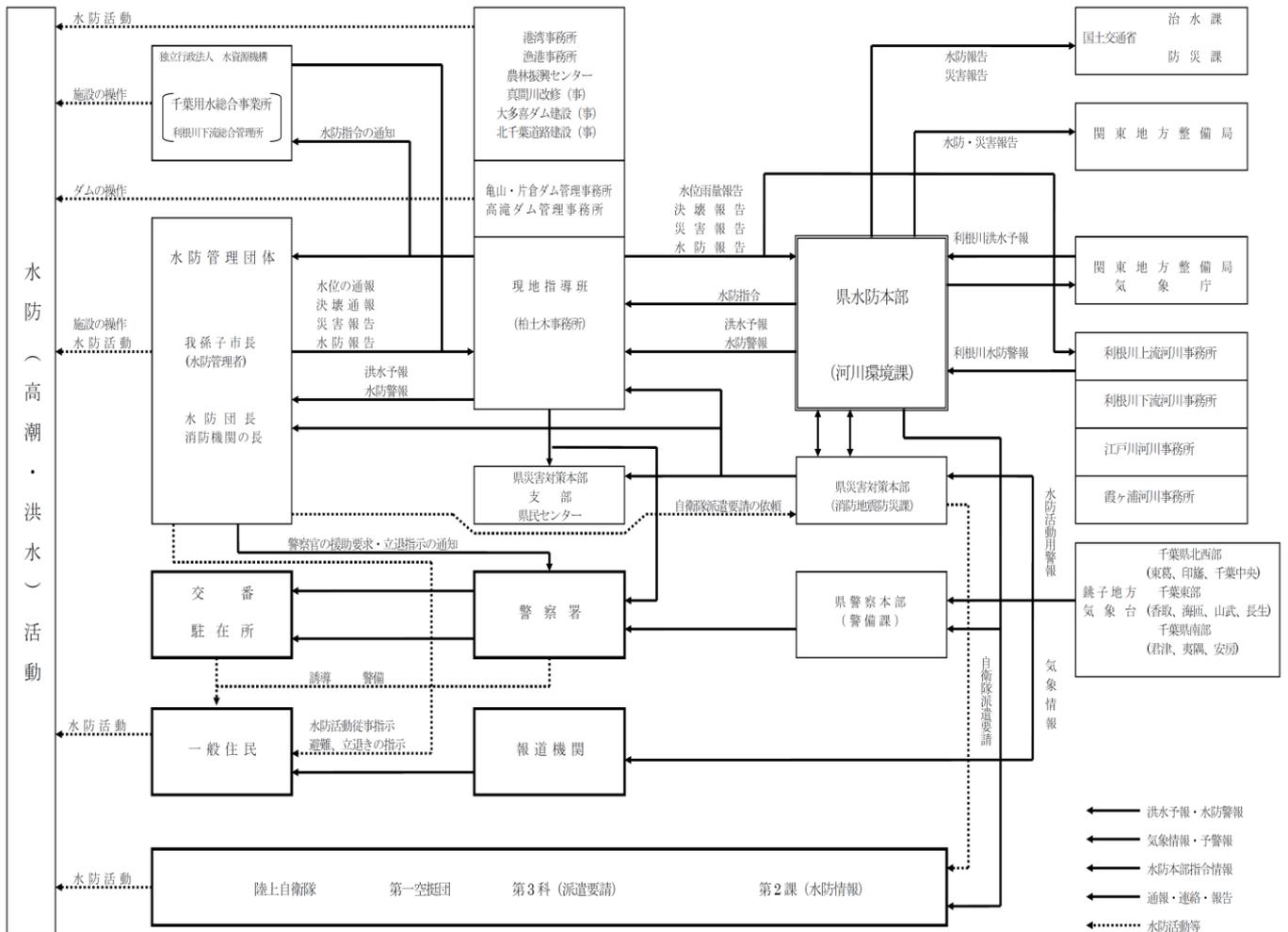
(2) 水防事務分掌

本部設置時の職名又は班名	平常時の職名又は所属	主な任務
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
指揮監	建設部長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。
副指揮監	企画総務部長 市民生活部長 環境経済部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。
総務班	人事課 市民安全課 治水課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防本部要員の決定招集に関する事。 2. 本部の指示、命令の伝達に関する事。 3. 県への連絡及び要請に関する事。 4. 各水防機関との連絡に関する事。 5. 各班との連絡調整に関する事。 6. 他部局への応援要請に関する事。 7. 災害、水防活動状況の収集、整理、記録及び報告に関する事。 8. 水防警報時の受伝達に関する事。 9. 水防本部の庶務に関する事。 10. 職員の動員及び総合調整に関する事。
広報班	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報活動に関する事。 2. 報道機関との連絡及び情報の提供に関する事。
建設班	建設部全課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川に係る関係機関との連絡調整に関する事。 2. 河川、道路、橋梁等の巡視、警戒、防御に関する事。 3. 樋管の操作に関する事。 4. 土木業者等関係業者への協力要請に関する事。 5. その他所管施設に係る予防的措置に関する事。
消防班	消防本部、各署及び消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雨量、水位等の観測及び報告に関する事。 2. 河川、堤防等の巡視、警戒、防御に関する事。 3. 水害被害状況の調査に関する事。 4. 水防工法に関する事。 5. 水防資器材の点検及び確保に関する事。 6. 消防職員の出動に関する事。 7. 消防団の出動に関する事。
田中調節池農業対策班	農政課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 田中調節池溢流前の被害軽減対策に関する事。 2. 農業関係機関との連絡調整に関する事。 3. 農業関係被害状況の調査に関する事。 4. 田中調節池復旧対策に関する事。 5. その他り災農家の援護指導等に関する事。
応援班	その他、本部長が指名した部課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動の応援に関する事。

(3) 情報伝達系統図・水防活動体制図
 情報伝達系統図



水防活動体制図



第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料 3-1 のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、資料 3-3 のとおりである。また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料 3-2 のとおりであり、市内の設定箇所は、資料 3-4 のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

銚子地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波、又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び千葉県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

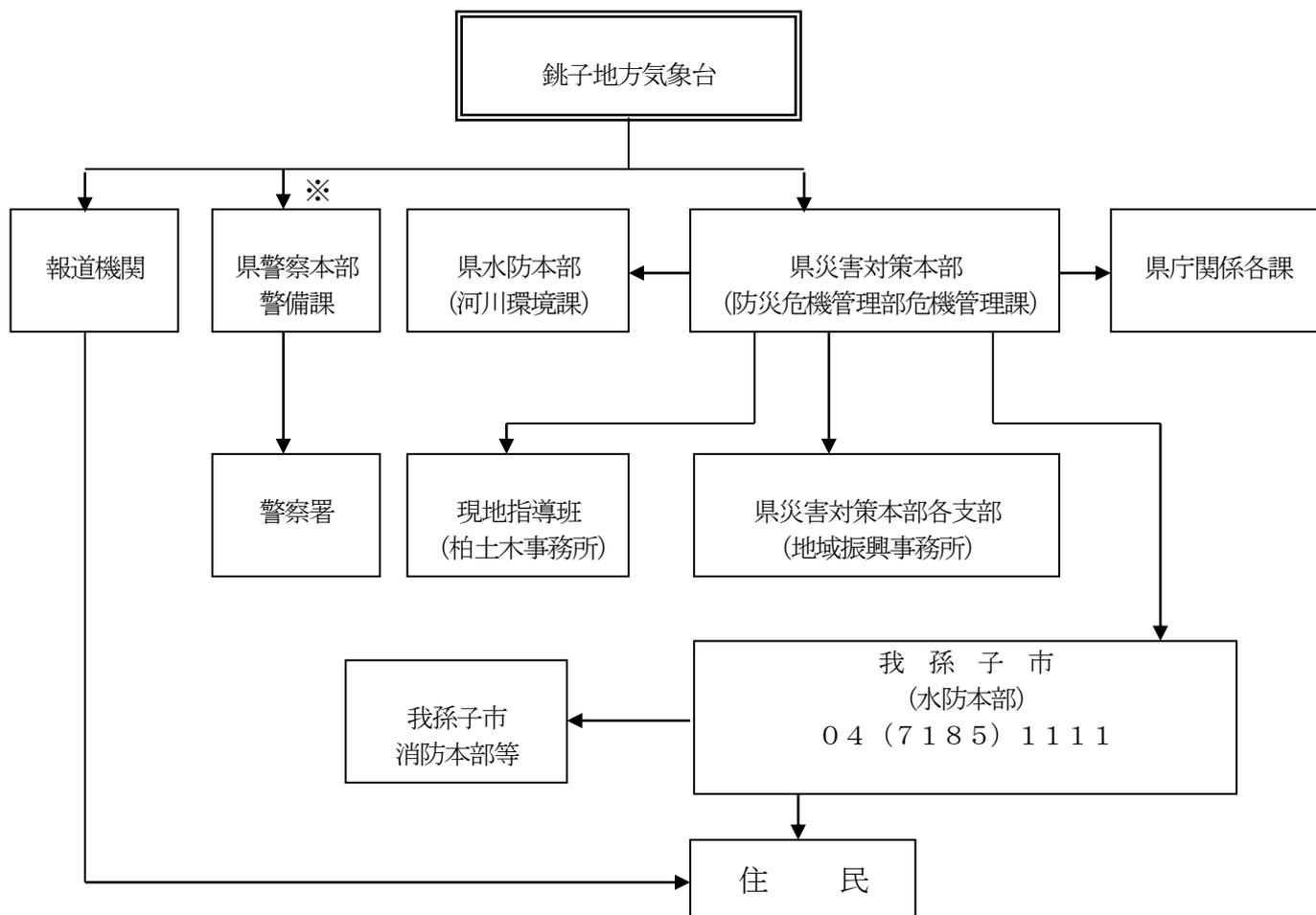
水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

なお、市の警報・注意報発表基準は、資料4-1のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する。）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路



※気象業務支援センターを経由

第2節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	氾濫注意水位を下回ったとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

① 洪水予報を行う河川名、区域

予報 区域名	河川名	区 域
利根川 中流部	利根川	左岸 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先から 茨城県北相馬郡利根町東奥山新田21番4地先まで 右岸 江戸川分派点から 千葉県印西市大字平岡上流作283番2地先まで

② 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	摘要
利根川	芽吹橋	千葉県野田市 目吹地先	2.00m	5.00m	6.90m	7.40m	7.94m	(零点高 YP+6.145)
利根川	取手	茨城県取手市 新町地先	2.50m	5.40m	6.90m	7.40m	7.93m	(零点高 YP+2.989)
利根川	押付	茨城県北相馬 郡利根町押付 新田地先	3.10m	5.75m	7.10m	7.80m	8.03m	(零点高 YP+1.750)

③ 洪水予報の発表形式

発表形式は、資料4-2のとおり。

④ 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料4-4のとおり。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
手賀川	手賀沼からの流出点から利根川への合流点まで

② 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体
手賀川	曙橋	柏市曙橋地先	2.40m	2.60m	3.50m	3.75m	3.75m	我孫子市 柏市 印西市

③ 水位到達情報の通知

発表形式は、資料4-3のとおり。

④ 水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4-4のとおり。

(3) 県が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
手賀沼	大堀川合流地点から手賀川合流地点まで（手賀沼全域）

② 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋地先	2.40m	2.60m	2.60m	2.80m	3.75m	我孫子市 柏市 印西市 白井市

③ 水位到達情報（氾濫警戒情報）の通知

発表形式は、資料4-5のとおり。

④ 水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4-6のとおり。

第4節 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

(2) 洪水時の河川に関する水防警報

① 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動機関が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）、漏水、法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により又はすでに氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

② 国土交通省が行う水防警報

1. 水防警報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区域
利根川 中流部	利根川	左岸 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先から 茨城県北相馬郡利根町東奥山新田21番4地先まで 右岸 江戸川分派点から 千葉県印西市大字平岡上流作283番2地先まで
手賀川	手賀川	手賀沼からの流出点から利根川への合流点まで

2. 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	摘要
利根川	芽吹橋	千葉県野田市 目吹地先	2.00m	5.00m	6.90m	7.40m	7.94m	(零点高 YP+6.145)
利根川	取手	茨城県取手市 新町地先	2.50m	5.40m	6.90m	7.40m	7.93m	(零点高 YP+2.989)
利根川	押付	茨城県北相馬 郡利根町押付 新田地先	3.10m	5.75m	7.10m	7.80m	8.03m	(零点高 YP+1.750)
手賀川	曙橋	千葉県柏市曙 橋地先	2.40m	2.60m	3.50m	3.75m	3.75m	(零点高 YP+0.000)

3. 水防警報の発表様式

発表形式は、資料4-7、資料4-8のとおり。

4. 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路および手段は、資料4-4のとおり。

③ 県が行う水防警報

1. 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
手賀沼	大堀川合流地点から手賀川合流地点まで (手賀沼全域)

2. 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋 地先	2.40m	2.60m	2.60m	2.80m	3.75m	我孫子市 柏市 印西市 白井市

④ 水位到達情報の通知

発表形式は、資料4-9のとおり。

⑤ 水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4-6のとおり。

第5章 水位等の観測、通報

第1節 水位の観測、通報

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が1か所あるほか、他の量水標管理者が管理する水位観測所が4か所ある。

(2) 水位の通報

- ① 水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は第4章第2節の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が資料5に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- ② 柏土木事務所長は、管内の観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県水防本部に通報するものとする。

第2節 雨量の観測

- (1) 雨量観測所は、県管理の雨量観測所が2か所、国土交通省管理の雨量観測所が2か所、気象庁管理の雨量観測所が1か所、市管理の雨量観測所が4か所ある。詳細は、資料5のとおりである。

水防管理者は、インターネット等により観測データを確認し、整理するものとする。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの町の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報
<http://www.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク
http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>
- ・海洋の健康診断表
<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>
- ・波浪に関するデータ
https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

千葉県

- ・防災ポータルサイト
<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

第7章 水門等の操作

第1節 水門等

水防上重要な水門等は、資料7のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報、注意報等及び洪水予報、水防警報が発表されたとき又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

第3節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第 8 章 水防施設及び輸送

第 1 節 水防倉庫及び水防資器材

- ① 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料 8 のとおりである。
- ② 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、機材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。
また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省利根川下流河川事務所又は千葉県柏土木事務所に電話にて承認を受けるものとする。

第 2 節 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員等の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

第9章 水防機関の活動

第1節 水防配備体制と活動内容

市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、指揮命令系統を迅速に確立することを最優先課題として、水防体制に入る。

また、河川が氾濫し、市域において災害が発生したとき又は発生するおそれがあると市長が認めるときは、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合される。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

(2) 配備の時期、水防配備体制と活動内容

配備区分		配備の時期	配備体制と活動内容
水防本部設置前	水防準備体制※第1配備	<p>【始期】 気象業務法第14条の2の規定による、次の注意報の1つ以上が発表され、指揮監が必要と認めるときは、水防準備体制に入る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 <p>【終期】 次のいずれかの場合は、水防体制を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 注意報が解除されたとき 2 指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めるとき 3 水防準備体制から水防注意体制に入ったとき 	<p>【人員配備】 配備体制別動員計画表による。</p> <p>【活動内容】 我孫子市水防本部事務分掌により、水防活動及び水防事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の観測 2 水防関係機関との連絡調整及び情報の相互提供 3 無線設備、水防情報伝達網の準備 4 管内河川の水位、雨量観測
水防本部設置	水防注意体制※第2配備	<p>【始期】 以下の項目の1つに該当し、指揮監が認めるときは水防注意体制に入る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法第14条の2の規定による予報で次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 2 法第10条第2項の規定による予報で次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・利根川洪水注意報 3 その他本部長が認めるとき <p>【終期】 次のいずれかの場合は、水防注意体制を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 注意報が解除されたとき 2 指揮監が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めるとき 3 水防注意体制から水防警戒体制に入ったとき 	<p>【人員配備】 配備体制別動員計画表による。</p> <p>【活動内容】 我孫子市水防本部事務分掌により、水防活動及び水防事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防準備体制（第1配備）による水防事務及び水防活動を続行 2 樋管等の操作準備 3 管内河川の巡視準備 4 土木業者等関係業者への連絡体制の確認 5 水防資器材の準備・手配
水防本部設置	水防警戒体制※第3配備	<p>【始期】 以下の項目の1つに該当し、指揮監が必要と認めるときは水防警戒体制に入る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法第14条の2の規定による予報で次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 2 法第10条第2項の規定による予報で次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・利根川洪水警報 3 法第16条の規定による水防警報 4 その他本部長が必要と認めるとき <p>【終期】 次のいずれかの場合は、水防警戒体制を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報が解除され指揮監が水防警戒体制をとる必要がないと認めるとき 2 災害対策本部が設置されたとき 	<p>【人員配備】 配備体制別動員計画表による。</p> <p>【活動内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防注意体制（第2配備）による水防事務及び水防活動を続行 2 管内河川、堤防及び施設等の巡視 3 必要に応じ越流堤の監視 4 本部は、現場からの連絡内容により必要に応じ、河川管理者及び現地指導班長へ連絡 5 水防関係機関への連絡 6 樋管を操作した場合は、内水溢水警戒 7 田中調節池内の農業被害軽減対策の指導 8 各関係機関の被害報告の調査

※災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

※河川管理者、水防機関との連絡調整は、引き続き総務班が行う。

(3) 本部員招集連絡先

本部係名	職名	連絡電話
本部長	市長	7185-1111 市役所
副本部長	副市長	7185-1111 市役所
指揮監	建設部長	7185-1111 市役所
副指揮監	企画総務部長	7185-1111 市役所
〃	市民生活部長	7185-1111 市役所
〃	環境経済部長	7185-1111 市役所
〃	消防長	7184-0119 消防本部
〃	消防団長	7184-0119 消防本部

(4) 職員の配備・動員

<配備体制別動員計画表>

配備人員 配備区分	本部長	副本部長	指揮監	副指揮監	総務班	広報班	建設班	消防班	田中調節池 農業対策班
水防準備体制 第1配備			—	—	2	—	—	2	—
水防注意体制 第2配備			1		6	—	8	10	2
水防警戒体制 第3配備	1	1	1	5	概ね1/ 3程度	概ね1/ 3程度	概ね1/ 3程度	概ね1/ 3程度	概ね1/ 3程度

※災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

(5) 水防団及び消防団の非常配備

① 水防団及び消防団の管轄巡視区域等

水防団及び消防団の管轄巡視区域は資料9-1のとおりである。

② 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の副団長を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入りえるような状態におく。
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視のため、一部団員を出動させる。
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰めに集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

第2節 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川管理者は、必要な措置を行うとともに措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力、立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料3-2及び資料3-4に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、柏土木事務所長及び河川管理者に連絡するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき又は越水、溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章第7節に定める決壊等の通用及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下

- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の縮まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常事態を大別してそれに適する工法の説明は資料9-2のとおりである。その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者(以下「水防団長等」という。)若しくは水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長等は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長等がいなくとき又はこれらの者の要求があった時は、警察官は、水防団長等の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

我孫子市地域防災計画に示す避難方法に準じる。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生した時は、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関、団体)に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、資料9-3のとおり。通報先の関係市町村については、河川管理者が氾濫(決壊又は溢流)想定地点(例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点)ごとに氾濫の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することと

する。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理団体、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、かつ、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

① 水防に用いる信号は次のとおりとする。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約15秒 約15秒 約5秒○－休止－約5秒○－休止－約5秒○
第2信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	約6秒 約6秒 約5秒○－休止－約5秒○－休止－約5秒○
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約5秒 約5秒 約10秒○－休止－約10秒○－休止－約10秒○
第4信号	乱打	○－約1分 5秒休止 ○－約1分

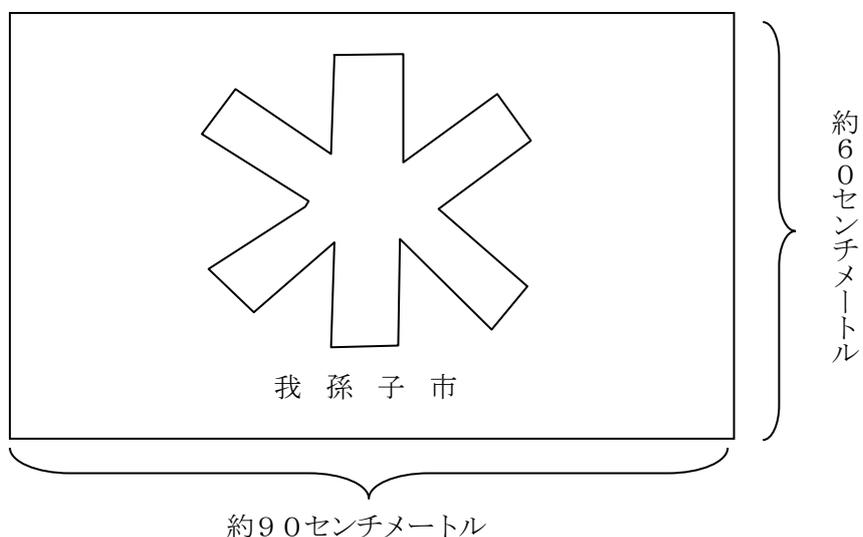
備考 1. 信号は適宜の時間継続すること。

2. 必要あれば警鐘信号又はサイレン信号を併用することを妨げない。

3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

水防団長等が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第	号
身分証票	
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
年	月 日
我孫子市長 氏 名 印	

(裏)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（利根川、手賀川、手賀沼の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水の発生に際して（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 2 節 水防管理団体相互の応援

法第 2 3 条に基づき水防管理者は、緊急の必要があるときは他の水防管理者、市町村長、消防長に対し応援を求めることができる。

第 3 節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、我孫子警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ我孫子警察署長と協議しておくものとする。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

我孫子市地域防災計画に示す派遣要請手続きに基づき要請するものとする。

第 5 節 国（河川事務所、地方気象台等）、県との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における取水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況その他の水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については、国土交通省河川事務所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して我孫子建設業会と協定を締結している。

第7節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 2 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第 4 1 条により市が負担するものとする。ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 2 3 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 4 2 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使できる。

- ① 必要な土地の一時使用
 - ② 土石、竹、木材その他の資材の使用若しくは収用
 - ③ 車両その他の運搬用器具の使用
 - ④ 排水用機器の使用
 - ⑤ 工作物、その他の障害物の処分
- (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものは、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

〇〇水防団 〇〇部長

氏 名

上記のものに

区域における水防法第 2 8 条第 2 項の権限行使を委任

したことを証明する。

年 月 日

水防団長

水防管理者 又は

消 防 長

印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使したときは、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書				
第 号				
種類	員数			
使用	収用	処分		
年	月	日		
			命令者職名	氏 名
				印
			殿	

(4) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 3 章 水防報告等

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量若しくは消耗量又は員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団及びその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 1 3 - 1、資料 1 3 - 2 に示す様式により、水防活動実施後 3 0 日以内に柏土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（関東地方整備局）に報告するものとする。

第 1 4 章 水防訓練

市は、柏市と両市水防団、両市消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

幹事市は、隔年で担当する。